

## 議第29号

三島市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例案

(三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

**第1条** 三島市職員の退職手当支給に関する条例(昭和37年三島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

附則第4項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「第3条」を「第3条第1項」に改め、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年三島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条又は第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「、新条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条及び第5条の2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「、新条例第5条及び第5条の3の規定にかかわらず」を削る。

(三島市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第3条** 三島市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「44年」を「42年」に、「第3条」を「第3条第1項」に、「同条の」を「同項の」に改める。

(三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第4条** 三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例（平成18年三島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第6条」を「第7条」に、「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第7条の規定による改正後の」及び「附則第8条の規定による改正後の」を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(三島市職員の退職手当支給に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の三島市職員の退職手当支給に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第3項（新退職手当条例附則第5項及び第3条の規定による改正後の三島市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、新退職手当条例附則第3項中「100分の87」とある

のは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

3 第2条の規定による改正後の三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

4 第4条の規定による改正後の三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士